

## 育児・介護休業法の拡充と保育施策の拡充を求める意見書

近年、わが国では少子化が急速に進行しています。1人の女性が一生の間に産む子供の数の平均は、1999年には1.34人となり、わが国の経済・社会に深刻な影響を及ぼすことが懸念され、政府をはじめさまざまな分野で対応策が提言されています。

その対応の一つは、男女共同参画社会の実現など新しい枠組みをめざすことです。二つには、子育てを支援するための諸政策、特に、育児と仕事の両立の支援施策の総合的かつ効果的な推進を図ることにあります。

現在、わが国には仕事と家庭の両立の支援策の柱として「育児・介護休業法」がありますが、男女労働者にとって、実質的に仕事と家庭を両立できる条件とするには、まだまだ多くの課題を積み残しています。

私たちは、すでにわが国が批准しているILO第156号条約（家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約）・同第165号勧告にたち、育児・介護休業法に 短時間勤務制度の拡充、子ども・家族看護制度の新設、男性の育児休業取得促進策、時間外労働等の免除措置を盛り込むことにより、育児・介護休業法を「仕事と家庭の両立支援法（仮称）」へと抜本的に改正実現することを強く要請します。

また、同時に、社会的環境整備としては、待機児の解消をはじめとする多様な保育ニーズに対応した保育サービスと学童保育の拡充が早期に実現されなければなりません。無認可保育所を届け出制とするための法整備も必要です。

政府におかれては、2001年通常国会において法整備をはじめ社会環境整備の一層の取り組みを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2000年9月27日  
 沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣  
 労働大臣  
 厚生大臣